第３章　騒音・振動

第１節　騒音・振動調査の概要

第２節　道路交通騒音調査

第３節　一般環境騒音調査

第４節　道路交通振動調査

第５節　騒音・振動防止対策
　　１　規制、届出
　　２　検査、指導
　　３　その他の取組

第３章　騒音・振動

第１節　騒音・振動調査の概要

秋田市では、市内における騒音や振動の状況を把握するため、各種調査を実施しており、令和４年度に行った調査の概要は表３－１、調査地点は図３－１のとおりです。

表３－１　騒音・振動調査の概要　（令和４年度）

調　　査		調査地点数
道路交通騒音調査	点的評価	15 地点、24 時間連続、１日
	面的評価	17 路線、4,466 戸、評価区間延長 49.2ｋｍ
一般環境騒音調査		５地点、24 時間連続、１日
道路交通振動調査		10 地点、時間帯毎１回、１日

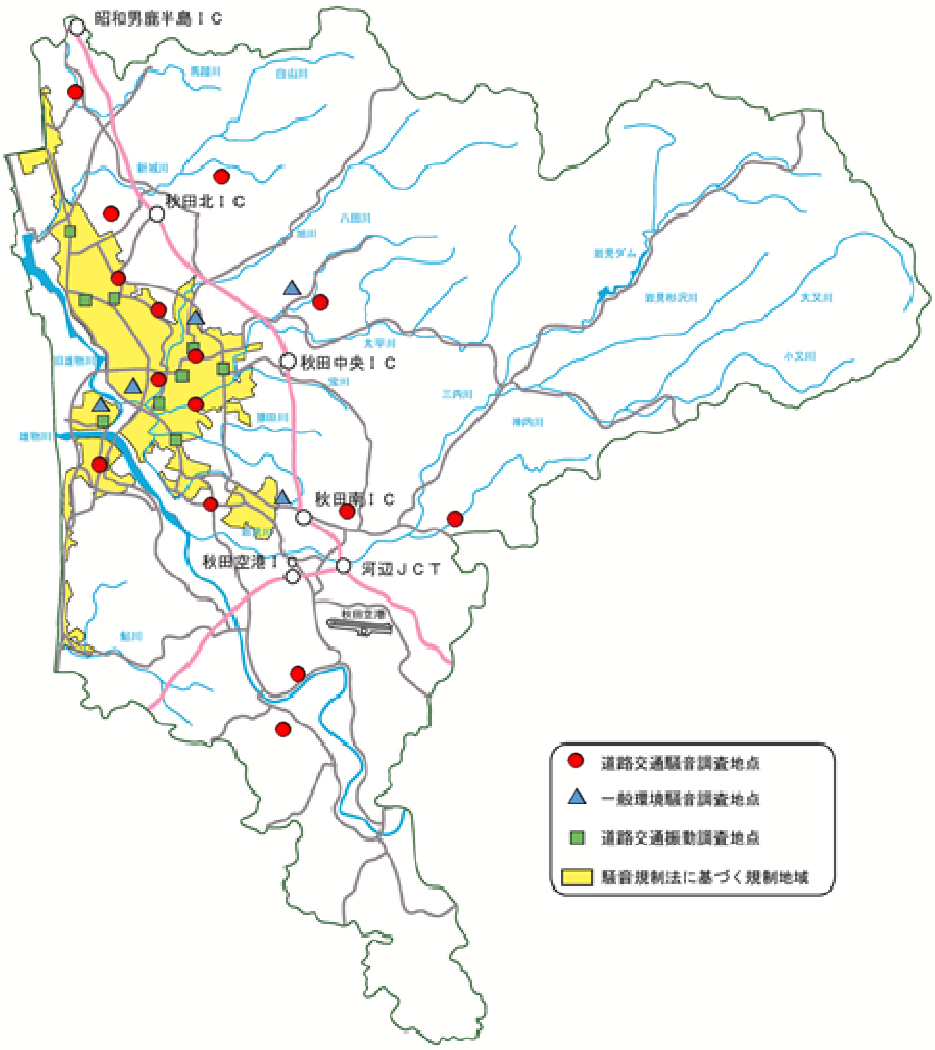

図３－１　騒音・振動状況調査地点図　（令和４年度）

第２節　道路交通騒音調査

市内主要幹線道路沿線における騒音の実態とその推移を把握するために、市内主要幹線道路沿いの15 地点で調査を行いました。

その結果は表３－２のとおりであり、昼の時間区分で環境基準を達成したのは 13 地点、夜の時間区分で達成したのは 13 地点、昼夜の両時間区分で達成したのは 13 地点でした（図３－２）。

上記結果をもとに、道路端から 50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値とを比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を実施しました。4,466 戸について評価した結果は、表３－３に示すとおり、昼の時間区分で環境基準を達成したのは 4,432 戸で、夜の時間区分で環境基準を達成したのは 4,436 戸となりました。

表３－２　道路交通騒音調査結果（点的評価）　（令和４年度）

No.	調査地点	用途地域	類型	測定年月日	道路名	車線数	Leq(dB) 昼間	Leq(dB) 夜間	環境基準 基準値 昼	環境基準 基準値 夜	環境基準 判定 昼	環境基準 判定 夜
1	下新城中野字琵琶沼343地内	準工	C	4月5日	一般国道7号	4	69	64	70	65	○	○
2	河辺神内字太田面地内	－	B	4月11日	一般国道13号	2	71	67			×	×
3	雄和相川字高野地内	－	B	4月19日	秋田雄和本荘線	2	65	54			○	○
4	大町三丁目３-４	商業	C	4月27日	秋田停車場線	8	66	58			○	○
5	楢山登町５-36	近商	C	10月5日	秋田岩見船岡線	4	66	59			○	○
6	広面字谷地沖33-１	二住	B	4月27日	秋田昭和線	4	69	63			○	○
7	上新城道川字家ノ下56-１	－	B	4月19日	秋田昭和線	2	66	56			○	○
8	雄和妙法字糠塚43-８	－	B	4月19日	秋田空港線	2	64	52			○	○
9	新屋表町11-２	商業	C	4月11日	秋田天王線	2	66	58			○	○
10	旭北錦町３-39-１	近商	C	10月5日	秋田天王線	4	69	63			○	○
11	八橋鯰沼町９-46	準工	C	4月27日	秋田天王線	4	72	67			×	×
12	御野場五丁目18地内	一低	A	4月11日	秋田御所野雄和線	2	67	60			○	○
13	河辺北野田高屋字上前田表45-１	二住	B	4月11日	秋田北野田線	2	61	53			○	○
14	外旭川字野村５-１	準工	C	4月27日	秋田北インター線	4	68	62			○	○
15	飯島飯田一丁目８地内	一低	A	4月19日	上新城土崎港線	2	64	54			○	○

（判定）　　○：達成　×：未達成

備考：１　環境基準が当てはめられていない地域については、環境基準が当てはめられているものと見なして比較判定を行う。

２　昼間、夜間の範囲　　昼間：午前６時から午後10時まで
夜間：午後10時から翌日の午前６時まで

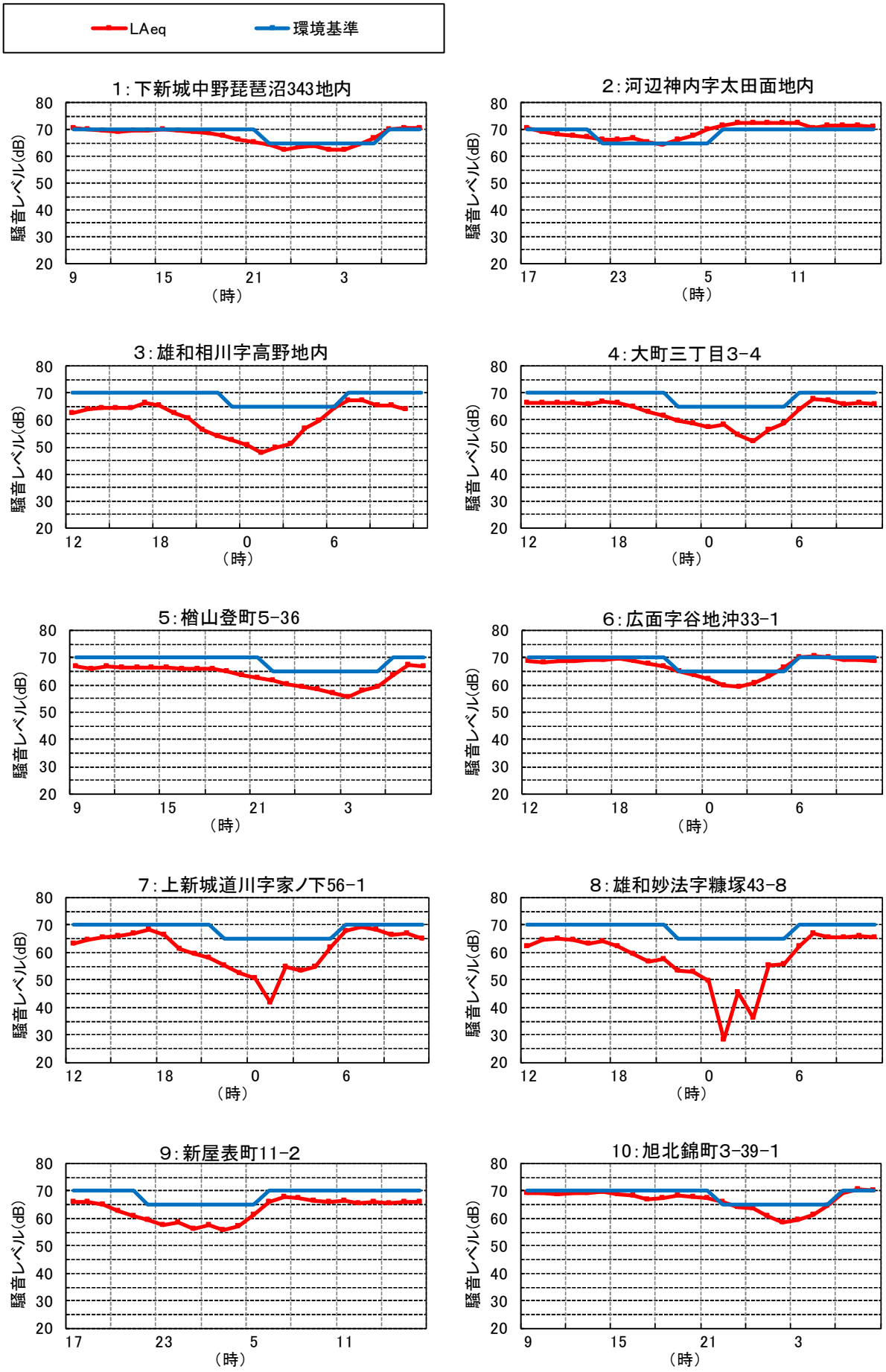

図３－２　道路交通騒音の 24 時間推移(1)　（令和４年度）

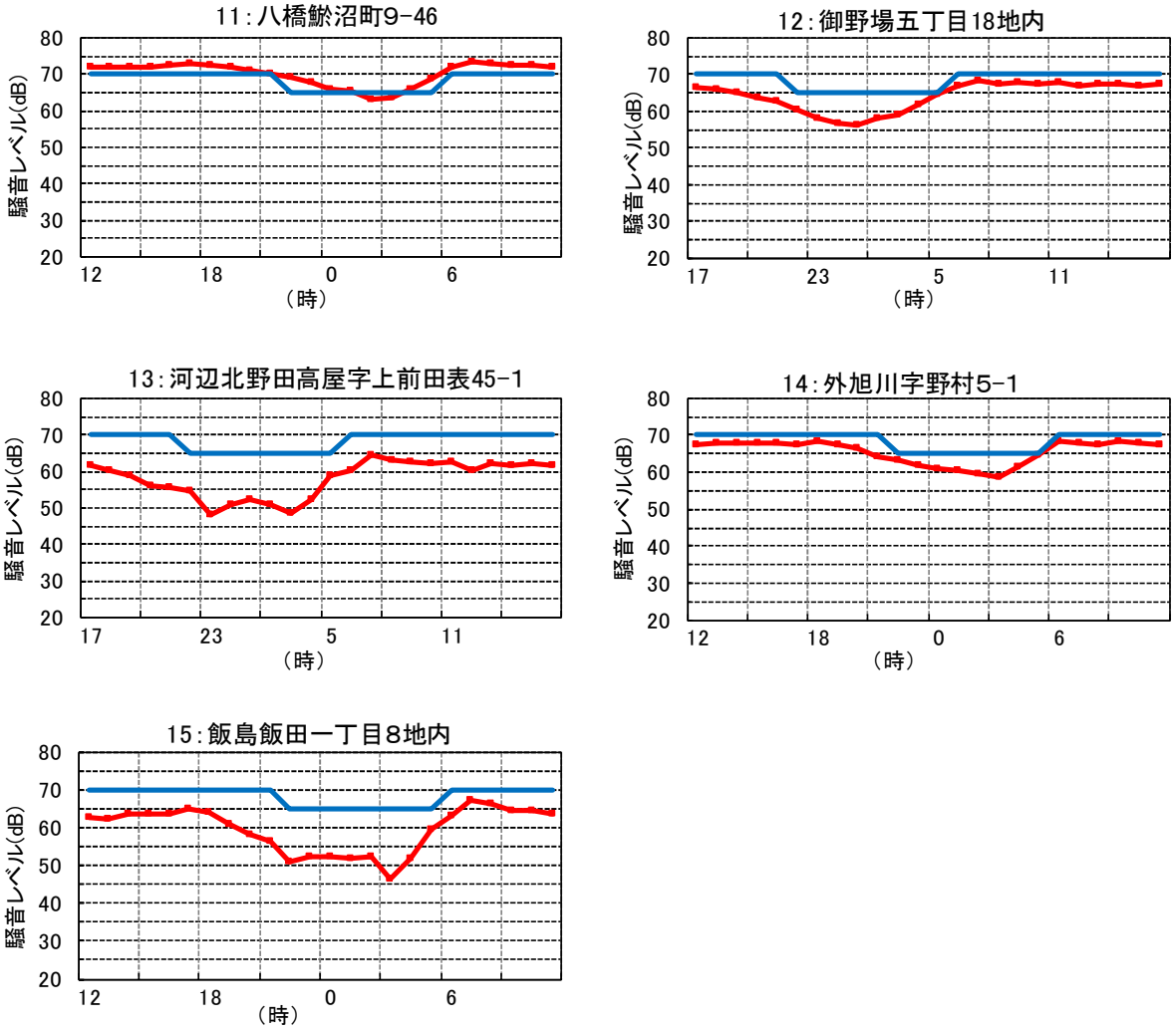

図３－２　道路交通騒音の 24 時間推移(2)（令和４年度）

表３－３　道路交通騒音調査結果（面的評価）　（令和４年度）

No.	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間延長	評価対象戸数	環境基準達成状況			
						昼間	達成率	夜間	達成率
				km	戸	戸	%	戸	%
1	一般国道7号	土崎港北七丁目2	下新城中野	4.8	410	403	98.3	403	98.3
2	一般国道13号	河辺神内	河辺神内	1.0	15	15	100.0	13	86.7
3	秋田雄和本荘線	雄和相川	雄和女米木	4.5	7	7	100.0	7	100.0
4	秋田停車場線	中通二丁目３	山王二丁目４	1.6	488	487	99.8	487	99.8
5	秋田岩見船岡線	卸町二丁目１	中通一丁目２	1.9	586	586	100.0	586	100.0
6	秋田昭和線	広面	広面	1.5	305	305	100.0	305	100.0
7	秋田昭和線	添川	金足片田	9.5	53	53	100.0	53	100.0
8	秋田空港線	雄和平尾鳥	雄和妙法	3.7	34	34	100.0	34	100.0
9	秋田天王線	浜田	茨島五丁目６	5.3	587	586	99.8	587	100.0
10	秋田天王線	茨島一丁目５	旭北錦町１	1.9	353	353	100.0	353	100.0
11	秋田天王線	旭北錦町１	泉北一丁目６	2.2	202	190	94.1	190	94.1
12	秋田御所野雄和線	仁井田新田二丁目16	四ツ小屋	2.6	281	269	95.7	273	97.2
13	秋田北野田線	河辺北野田高屋	河辺戸島	1.7	37	37	100.0	37	100.0
14	秋田北インター線	外旭川	外旭川	0.8	224	224	100.0	224	100.0
15	上新城土崎港線	上新城中	土崎港北七丁目２	5.1	608	607	99.8	608	100.0
16	秋田停車場線	中通七丁目１	中通二丁目３	0.3	166	166	100.0	166	100.0
17	秋田天王線	泉北一丁目６	寺内	0.8	110	110	100.0	110	100.0
計				49.2	4,466	4,432	99.2	4,436	99.3

面的評価

道路に面する地域に係る騒音の環境基準について、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準とを比較して、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法をいいます。表３－３は、表３－２の点的評価の調査結果を基にして評価したものになります。

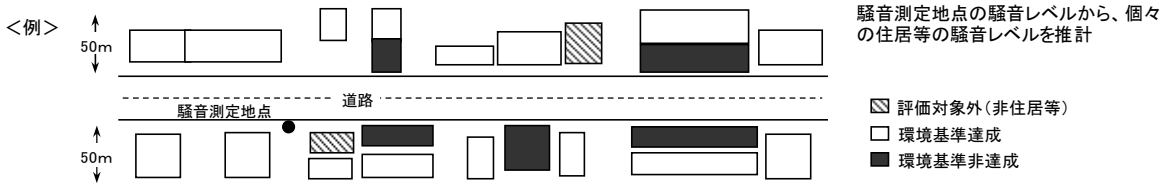

第３節　一般環境騒音調査

市内の一般環境における騒音の実態とその推移を把握するため、市内５地点で調査を行いました。その結果は表３－４のとおりであり、昼および夜の時間区分においていずれも環境基準を達成しました（図３－３）。

表３－４　一般環境騒音調査結果　（令和４年度）

No.	調査地点	用途地域	類型	測定年月日	Leq(dB)		環境基準			
					昼間	夜間	基準値		判定	
							昼	夜	昼	夜
1	新屋朝日町15地内	一中	A	4月5日	42	41	55	45	○	○
2	泉中央五丁目周辺	二中	A	4月5日	47	38	55	45	○	○
3	川尻総社町14-6	一住	B	4月5日	45	40	55	45	○	○
4	手形山崎町10地内	近商	C	4月5日	41	36	55	45	○	○
5	御所野元町三丁目13番街区	一低	A	4月5日	43	38	55	45	○	○

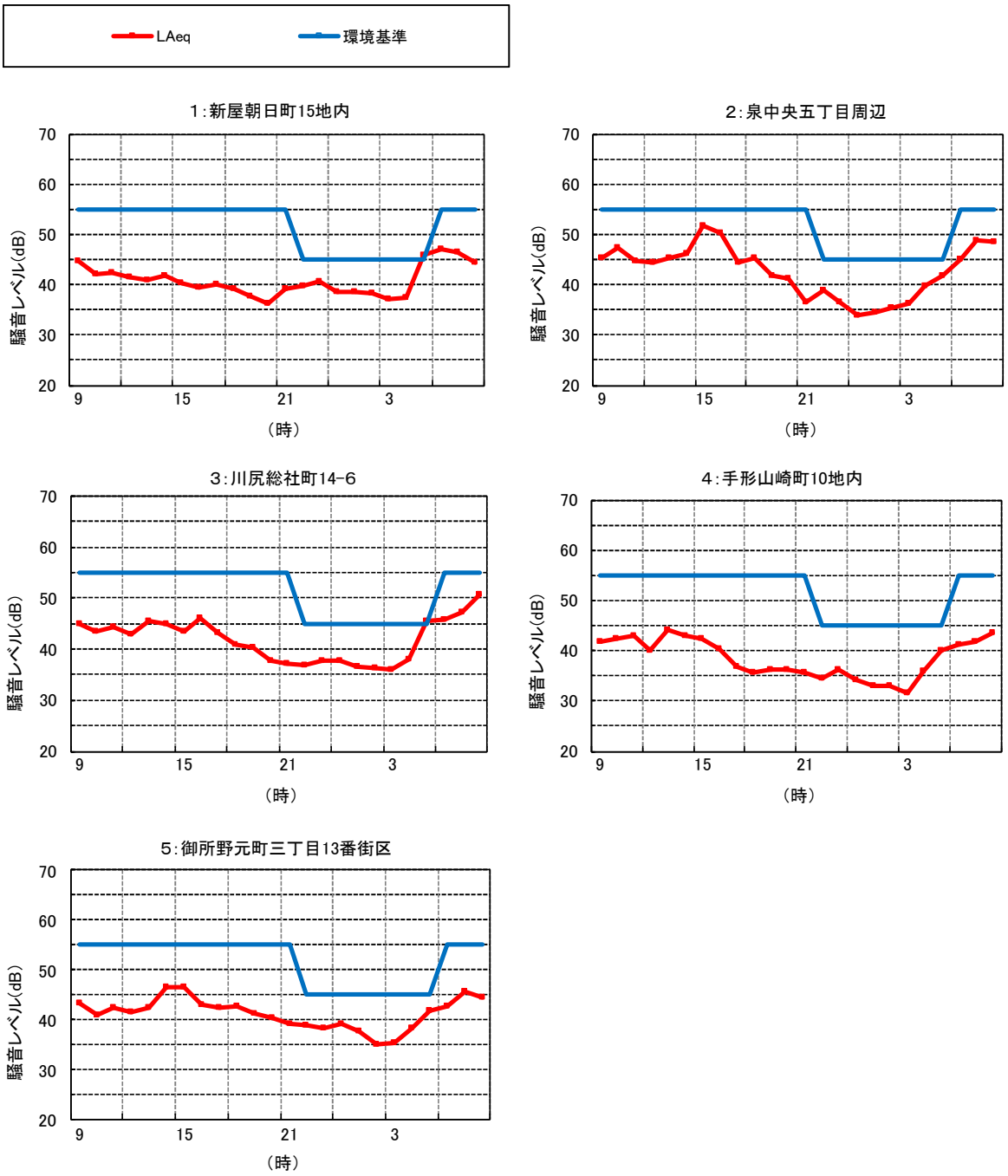

図３－３　一般環境騒音の 24 時間推移　（令和４年度）

第４節　道路交通振動調査

市内の道路交通振動の実態とその推移を把握するため、市内主要幹線道路沿いの 10 地点で調査を行いました。その結果は表３－５のとおりであり、全調査地点、全時間帯において要請限度を下回っていました。

表３－５　道路交通振動調査結果　（令和４年度）

No.	用途地域	調査地点 道路名	測定日	時間区分	振動測定値 L10	要請限度	評価	交通量(台/10分) 大型	小型	合計
1	商業	新屋扇町７番44号 秋田天王線	10月13日	夜①	40.9	65	○	6	80	86
				夜②	45.4		○	11	100	111
				昼①	41.9	70	○	8	98	106
				昼②	44.1		○	13	90	103
				昼③	43.7		○	8	110	118
				昼④	41.5		○	7	136	143
				夜③	36.4	65	○	1	66	67
				夜④	33.9		○	1	34	35
2	一住	新屋豊町10番５号 市道豊町日吉町線	10月13日	夜①	48.4	60	○	4	57	61
				夜②	49.0		○	5	95	100
				昼①	44.2	65	○	6	80	86
				昼②	48.8		○	8	108	116
				昼③	51.3		○	13	92	105
				昼④	47.7		○	6	114	120
				夜③	44.5	60	○	2	71	73
				夜④	40.8		○	1	60	61
3	準工	外旭川字野村10番地１ 秋田北インター線	9月12日	夜①	42.9	65	○	5	47	52
				夜②	47.2		○	9	184	193
				昼①	53.3	70	○	25	213	238
				昼②	55.2		○	30	217	247
				昼③	50.7		○	17	223	240
				昼④	50.5		○	21	188	209
				夜③	46.3	65	○	6	168	174
				夜④	45.0		○	3	84	87
4	近商	土崎港南三丁目12番35号 秋田天王線	9月12日	夜①	29.8	65	○	6	45	51
				夜②	39.7		○	27	223	250
				昼①	39.1	70	○	30	214	244
				昼②	38.2		○	30	211	241
				昼③	38.3		○	18	217	235
				昼④	35.7		○	12	242	254
				夜③	28.5	65	○	3	136	139
				夜④	28.0		○	1	86	87
5	近商	土崎港北七丁目２番20号 国道７号線	9月12日	夜①	50.5	65	○	20	210	230
				夜②	45.6		○	26	295	321
				昼①	48.6	70	○	30	266	296
				昼②	48.0		○	37	247	284
				昼③	48.9		○	28	231	259
				昼④	45.4		○	26	219	245
				夜③	37.6	65	○	2	116	118
				夜④	39.9		○	5	88	93
6	近商	仁井田緑町4番 国道13号線	10月6日	夜①	50.1	65	○	32	104	136
				夜②	45.2		○	44	359	403
				昼①	48.2	70	○	58	323	381
				昼②	51.0		○	65	353	418
				昼③	46.3		○	47	317	364
				昼④	48.1		○	37	325	362
				夜③	37.7	65	○	10	242	252
				夜④	40.7		○	8	139	147
7	工業	楢山川口境１番１号 秋田岩見船岡線	10月6日	夜①	35.3	65	○	1	60	61
				夜②	41.4		○	7	246	253
				昼①	42.4	70	○	19	189	208
				昼②	42.3		○	14	217	231
				昼③	38.4		○	10	225	235
				昼④	39.1		○	5	238	243
				夜③	35.5	65	○	1	101	102
				夜④	36.2		○	1	79	80
8	商業	中通六丁目３番20号 市道中通本線	10月6日	夜①	41.8	65	○	4	27	31
				夜②	42.9		○	6	93	99
				昼①	41.3	70	○	6	143	149
				昼②	43.7		○	11	148	159
				昼③	41.1		○	3	178	181
				昼④	43.8		○	8	156	164
				夜③	40.7	65	○	1	98	99
				夜④	38.1		○	0	76	76
9	一中高	手形学園町１番１号 秋田八郎潟線	10月18日	夜①	41.6	60	○	3	64	67
				夜②	46.7		○	8	114	122
				昼①	47.6	65	○	15	119	134
				昼②	44.8		○	6	103	109
				昼③	44.9		○	6	105	111
				昼④	46.1		○	7	117	124
				夜③	42.8	60	○	0	72	72
				夜④	41.3		○	0	61	61
10	二住	広面字樋ノ沖76番地１ 秋田昭和線	10月18日	夜①	37.1	60	○	10	76	86
				夜②	39.5		○	19	211	230
				昼①	38.5	65	○	19	271	290
				昼②	41.5		○	25	288	313
				昼③	36.6		○	13	240	253
				昼④	39.6		○	21	284	305
				夜③	34.3	60	○	3	194	197
				夜④	31.9		○	0	136	136

注1）時間区分　昼：午前８時～午後７時、夜：午後７時～翌日の午前８時
注2）評価とは L10と要請限度との比較で、○は達成、×は未達成を示す。

第５節　騒音・振動防止対策

１　規制、届出

秋田市域では、表３－６および表３－７に示す法令等に基づき、騒音や振動を防止するための規制が行われています。それぞれの届出状況は表３－８から表３－10のとおりです。

表３－６　秋田市における騒音に関する規制

関係法令等	規制の内容	届　　出	規制基準
騒音規制法	騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域を市長が指定することとなっています。 本市では、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けた地域のうち工業専用地域と臨港地区を除く地域を指定地域としています。 また、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音の規制をしています。	要（特定工場） 要（特定建設作業）	資料編参照
秋田県公害防止条例	深夜営業騒音および拡声機使用等についての制限を定めています。（秋田市が秋田県から権限移譲を受けて実施）	不要	資料編参照
秋田市公害防止条例	騒音規制法で定める指定地域内において、同法で対象とならない工場、事業場と指定建設作業を対象に規制基準を定め、発生する騒音を規制しています。	不要	資料編参照

表３－７　秋田市における振動に関する規制

関係法令等	規制の内容	届　　出	規制基準
振動規制法	振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域を市長が指定することとなっています。 本市では、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けた地域のうち工業専用地域と臨港地区を除く地域を指定地域としています。 また、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる振動の規制をしています。	要（特定工場） 要（特定建設作業）	資料編参照
秋田市公害防止条例	振動規制法で定める指定地域内において、同法で対象とならない工場、事業場と指定建設作業を対象に規制基準を定め、発生する振動を規制しています。	不要	資料編参照

表３－８　騒音規制法に基づく特定施設の届出状況　（令和５年３月31日現在）

区域 / 特定施設	第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域	合計
１．金属加工機械			21	52	73
イ　圧延機械				1	1
ロ　製管機械					
ハ　ベンディングマシン				2	2
ニ　液圧プレス			5	18	23
ホ　機械プレス			7	30	37
ヘ　せん断機			6	1	7
ト　鍛造機			2		2
チ　ワイヤーフォーミングマシン					
リ　ブラスト					
ヌ　タンブラー					
ル　切断機			1		1
２．空気圧縮機及び送風機	17	149	538	250	954
空気圧縮機	7	7	122	42	178
送風機	10	142	416	208	776
３．土石用又は鉱物用の			2		2
破砕機			2		2
摩砕機					
ふるい					
分級機					
４．織　　機					
５．建設用資材製造機械		1	1	3	5
イ　コンクリートプラント		1	1	3	5
ロ　アスファルトプラント					
６．穀物用製粉機					
７．木材加工機械		3	2	9	14
イ　ドラムバーカー					
ロ　チッパー		1		2	3
ハ　砕木機					
ニ　帯のこ盤		1	1	7	9
ホ　丸のこ盤					
ヘ　かんな盤		1	1		2
８．抄　　紙　　機					
９．印　刷　機　械	10	12	50	19	91
10．合成樹脂用射出成形機		6		11	17
11．鋳　型　造　型　機					
施　設　数	27	171	614	344	1156
（工場・事業場数）	(5)	(23)	(126)	(20)	(174)

※特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法に定めるものをいう。
※区域の区分は、第１種区域は、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域
第２種区域は、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域
第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
第３種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第４種区域は、工業地域

表３－９　振動規制法に基づく特定施設の届出状況　（令和５年３月 31 日現在）

区域 / 特定施設	第１種区域	第２種区域	合計
１．金属加工機械		106	106
イ　液圧プレス		23	23
ロ　機械プレス		70	70
ハ　せん断機		11	11
ニ　鍛造機		2	2
ホ　ワイヤーフォーミングマシン			
２．圧　縮　機	11	172	183
３．土石用又は鉱物用の		2	2
破砕機		2	2
摩砕機			
ふるい			
分級機			
４．織　　機			
５．コンクリートブロックマシン等			
コンクリートブロックマシン			
コンクリート管製造機械			
コンクリート柱製造機械			
６．木工加工機械			
イ　ドラムバーカー			
ロ　チッパー			
７．印　刷　機　械	10	44	54
８．ゴム練用又は合成樹脂用のロール機			
９．合成樹脂用射出成形機		17	17
10．鋳　型　造　型　機			
施　設　数	21	341	362
（工場・事業場数）	(7)	(80)	(87)

※特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、振動規制法に定めるものをいう。

※区域の区分は、第１種区域は、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域
第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域
第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
第２種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表３－10　特定建設作業の届出状況　（令和４年度）

種　類	騒　音									振　動				
項　目	1	2	3	4	5	6	7	8	小計	1	2	3	4	小計
H30	1	0	11	2	0	1	0	0	15	1	0	0	9	10
R1	3	0	16	1	0	0	0	0	20	3	0	0	11	14
2	4	0	24	1	0	0	0	0	29	4	0	0	14	18
3	5	0	19	1	0	0	0	0	25	5	0	1	11	17
4	1	0	11	1	0	0	0	0	13	1	0	0	5	6

※特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、騒音規制法および振動規制法に定めるものをいう。
※項目の番号は、下記の作業を示す。

騒　音	振　動
１：くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 ２：びょう打機を使用する作業 ３：さく岩機を使用する作業 ４：空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く） ５：ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ又はｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄを設けて行う作業 ６：バックホウを使用する作業 ７：トラクターショベルを使用する作業 ８：ブルドーザーを使用する作業	１：くい打機、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業 ２：鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業 ３：舗装版破砕機を使用する作業 ４：ブレーカーを使用する作業

２　検査、指導

令和４年度に行った指導等は、表３－11 のとおりです。

表３－11　騒音、振動に係る立入検査および指導状況　（令和４年度）

区　分	概　要
施設設置に係る届出審査	騒音関係：５事業場 21 施設に係る５件の届出を受理し審査を行いました。 振動関係：４事業場 18 施設に係る４件の届出を受理し審査を行いました。
建設作業関係に係る 届出審査	騒音関係：13 件の届出を受理し審査を行いました。 振動関係：６件の届出を受理し審査を行いました。
公害苦情発生源調査・指導	騒音関係：５工場・事業場および 10 建設作業に対して立入調査・指導を行いました。 振動関係：２建設作業に対して立入調査・指導を行いました。

３　その他の取組

団地造成等の開発行為をはじめ、工場の新増設や新たな施設の設置、大規模な小売店舗の新増設などに伴う騒音・振動公害を未然に防止するため、庁内関係部課と連携し、事業者との事前協議や情報提供等を通じて、自主的な環境への配慮を行うよう指導しています。指導状況は表３－12 のとおりです。

表３－12　指導状況（令和４年度）

区　分	件　数
開　発　行　為	５
大規模小売店舗	０